

令和5年度税制改正要望書

令和4年9月

一般社団法人 日本電機工業会
会 長 小笠原 浩

令和5年度 税制改正要望項目

1. 国際課税ルールの見直し	1 頁
2. 税務手続きの更なる簡素化・デジタル化	2 頁
3. インボイス制度の仕入税額控除要件の緩和	2 頁
4. 研究開発税制（R&D 税制）の維持・拡充	4 頁
5. DX 投資促進税制の期限延長・拡充（R4 年度末期限切れ）	5 頁
6. 事前確定届出給与に関する届出の提出期限の延長（1 か月⇒3 か月）	5 頁

1. 国際課税ルールの見直し

我が国の CFC 税制（外国子会社合算税制）については、今後導入が予定されている新しい国際課税ルール（※）との課税ベースならびに事務処理の重複等が懸念されており、CFC 税制自体の制度見直しが不可欠な状況にあります。

また、CFC 税制については、現状でも、判定対象となる外国子会社数が多い等、企業の事務負担が過重となっており、この点を是正するためにも、本来の制度趣旨である「外国子会社等を利用した租税回避防止」に特化した簡素な制度とすることが必要と考えます。

新しい国際課税ルールに合わせた見直しと、企業の事務負担軽減の両立を図るべく、CFC 税制の抜本的見直しについて、下記の通り、要望をいたします。

（※）新しい国際課税ルール

OECD において 2021 年 10 月に国際合意された、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し（Pillar 1）及び、軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（Pillar 2）という 2 つの制度。

（1）CFC 税制の抜本的見直し（大胆な簡素化）

① 判定対象となる外国子会社の絞り込み

租税負担割合が 20～30%のレンジについては判定対象となる外国関係会社が非常に多い割には合算税額が少ないため、特定外国関係会社適用免除である 30%基準を廃止すること。または、租税負担割合判定における 20%基準を廃止し、15%以上 30%未満の会社はペーパーカンパニー等に該当しなければ合算課税なしとすること、もしくは事業規模等により対象の絞り込みをすること。

（効果的な絞り込みとするため、例えば、利益額が 1 億円未満の場合は対象外とする等）

② CFC 税制の合算・申告期限の見直し

現行法上、外国子会社の事業年度終了後 2 カ月を経過する日を含む内国法人の事業年度において合算課税とされているが、日本の申告期限内に合算課税及び外国税額控除を適正に申告できるように、外国子会社の事業年度終了後 1 年を経過する日を含む内国法人の事業年度、あるいは外国子会社の申告期限から 2 月を経過する日を含む事業年度に見直すこと。

③ 受動的所得における除外対象の見直し

国内配当益金不算入規定における持分割合の判定については、令和 2 年度税制改正により、グループ全体の持分割合に見直されていることと整合を図る観点から、下記の 2 点については、部分対象外国関係会社による持分割合が 25%未満であっても、受動的所得から除外すること。

a) グループ全体の持分割合が 25%以上の子会社からの配当

b) グループ間の事業再編等に伴い、部分対象外国関係会社が保有している子会社株式を関係会社に譲渡した際に係る譲渡益

(2) 国際課税ルールの詳細検討への対応

①制度自体の簡素化

企業に過度な事務負担が生じないように計算簡素化等を図ること。

(例：Pillar 1 で必須となっている各種計算処理について、その計算自体が不要となるよう制度簡素化を図る)

②公正な制度適用への配慮

企業側で当該措置の適用範囲が判断しやすくなるよう、デジタル課税の対象範囲となる業種の明確化を図ること、また PE や現地法人がある B to C の販売まで範囲を広げないこと。

改正による効果

我が国企業への税負担ならびに事務負担への影響を最小限に留めることにより、グローバルに活躍する企業の国際競争力維持に繋がります。

2. 税務手続きの更なる簡素化・デジタル化

(1) 別表 17 関係の簡素化・廃止 (国外関連者明細の廃止、CFC 関係の添付書類省略)

- ① 国外関連者明細書 (別表 17 (4)) と、移転価格文書化制度における国別報告事項^(※)の内容が重複しているため、別表 17 (4) については廃止し、国別報告事項に一本化すること。
- ② CFC 関係の添付書類については、別表 17(3)の外国関係会社の財務諸表や申告書の写しを添付することを省略して、調査時に提示する形に変更すること。

※ 国別報告事項 (Country-by-Country Report)

国・地域ごとの収入、利益、税額、資本金、従業員数、主要事業等を記載する報告書であり、上記項目が国外関連者明細書 (別表 17 (4)) と重複している。

改正による効果

テレワーク活用による働き方改革の推進、ならびに当局・企業双方の業務コストの低減に繋がります。

3. インボイス制度の仕入税額控除要件の緩和

(1) 請求書の消費税端数処理の取り扱い

1つの請求書の端数処理は1回までとなっているため、現行では一取引ごとに端数処理をしている処理を変更する必要がありますが、システム対応には時間とコストがかかり、中小企業などシステム対応がなかなかできない企業は、手仕訳で毎月修正することになり非常に煩雑となるため、従来通り取引ごとの端数処理も例外として認めていただくよう要望いたします。

(2) 立替払い請求書の取り扱い

立替払いでは、仕入先のインボイスのコピーを立替事業者から入手し保存する実務が必要となりますが、下記事例の通り対象が膨大にあり中小企業含めて対応しきれないと思われること、また電子帳簿保存法の取り扱い（クレジットカード会社からの請求明細データの保存だけで要件を満たし、加盟店の領収書・利用明細の入手は不要）とインボイス制度との整合を図ることが効率的であることから、以下の通り仕入税額控除要件緩和を要望いたします。

①クレジットカード払い

＜各加盟店(仕入先)⇒カード会社(立替事業者)⇒当社＞

⇒カード会社からの請求明細データには「登録番号」や「適用税率毎の対象金額・消費税額」「支払内容」がないため、仕入税額控除の要件を満たせず、加盟店の領収書・利用明細(紙)の入手・保存が別途必要になる。

請求明細データ 【カード会社から送付】	加盟店の領収書・利用明細(紙) 【別途、入手・保存】
「登録番号」 「適用税率毎の対象金額・消費税額」 「支払内容」 記載無	「登録番号」 「適用税率毎の対象金額・消費税額」 「支払内容」 記載有
インボイス制度では仕入税額控除 不可 電子帳簿保存法では 必要	インボイス制度では仕入税額控除 可 電子帳簿保存法では 不要

②法人向け出張宿泊予約サービスに関する支払い

＜各ホテル(仕入先)⇒旅行代理店等(立替事業者)⇒当社＞

⇒各ホテルは、宿泊した当社従業員に領収書等を発行せず、旅行代理店等が各ホテルに立替払いを行い、当社に毎月一括請求するが、上記①と同様にこの請求明細データの保存だけでは仕入税額控除の要件を満たせない。

③グループ会社間の水道光熱費等の立替払い

＜電気・ガス・水道事業者(仕入先)⇒親会社(立替事業者)⇒各子会社＞

⇒上記①と同様に親会社が送付する請求明細データの保存だけでは仕入税額控除の要件を満たせない。

(3) 振込手数料の取扱い

ATM による振込手数料は自動サービス機として帳簿のみの保存を容認しているため、インターネットバンキング等で振込をした場合の振込手数料も帳簿のみの保存を容認するよう要望いたします。（そもそも金融機関発行の振込手数料に係る適格請求書は、相手先別になっていない。また振込手数料の仕入税額控除のため、売手・買手の双方の営業部門に、立替金精算書や適格返還請求書のやり取りが新たに発生し、事務負担は膨大となる。）

立替金精算書や適格返還請求書のやり取り事例（振込手数料 売手負担の場合、どちらかの処理が必要）

- 買手が受領した金融機関発行の振込手数料に係る適格請求書と、
買手が作成した立替金精算書を、売手に交付
- 売手が作成した適格返還請求書（振込手数料分の値引きを明記）を、買手に交付

(4) その他

①帳簿のみの場合の記載要件緩和

使用地を除外すること。(自販機・切手等)

②EDIで接続するデータの取り扱い

消費税計算の明細単位での消費税端数処理を容認すること。

(既に取引先と消費税端数計算を明細単位で合意し、差額が生じないものもあるため)

③免税事業者の取扱い

経過措置にかかる控除対象外分を本体価格に含めることになるが、取引先と合意した本体価格ではない異なる本体価格が帳簿に記載されるため管理が煩雑となる。

改正による効果

大企業から中小企業、かつ全産業に共通する制度であるため、我が国全体において大幅な業務コスト削減が見込まれます。

4. 研究開発税制(R&D税制)の維持・拡充

研究開発投資は、まさに製造業の生命線であり、維持・継続しなければ海外企業との競争に生き残ることができません。研究開発投資の維持・促進のため、下記の措置を要望いたします。

(1) 一般型控除上限の引上げ

黒字企業の場合、増加に伴う控除率の上昇は魅力的だが、控除上限によりインセンティブが利きづらい状況を改善すべきであり、また他国では控除上限なし、もしくは法人税額の75%という高い控除上限であるため、我が国も控除上限の引上げをすること。

なお、引上げが難しい場合、少なくとも5%控除上限引上げ措置の延長をすること。

(2) オープンイノベーション型の手続き簡素化

①第三者(税理士等)による監査手続きの廃止

大学とのラボ契約において、試験研究費の対象から除外している金額は研究支援経費等の間接経費(大学側管理費用として負担しているもので案件に紐づかない)や消費税額等であり、第三者(税理士等)による監査を毎年実施する必要性に乏しいことから、この監査手続き自体を廃止すること。

②OI型における自社外試験研究費申告の取り扱い

一般型の適用を受ける試験研究費については、会計上の研究開発費から税務上の試験研究費を自社で算出して申告を行い、税務調査でその妥当性を確認するステップを踏んでいることと同様に、OI型の自社外試験研究費についても、大学から明細を入手後、税務上の試験研究費を自社で算出・申告し、税務調査で確認とすること。

改正による効果

スタートアップ支援やオープンイノベーションの促進は、国の産業政策や成長戦略に関わる分野であり、これら施策に拠り、企業のキャッシュフローも改善され、苦境の中にあっても、将来のビジネスチャンスに向け、研究開発投資に積極的に取り組むことが可能となります。

5. DX 投資促進税制の期限延長・拡充（R4 年度末期限切れ）

企業の DX 投資促進のため有用な施策となっている本制度について、下記の通り、要望いたします。

（1）適用期限の延長（2 年間）

DX 投資は、その計画立案から複数年にわたって継続的に行われることから、制度適用期限を延長すること。

（2）要件等の緩和

①企業変革要件

制度を、より利用しやすくため、要件緩和をすること。

②DX 認定単位

事業適応計画認定はグループ通算制度企業グループで認定となるが、DX 認定は個社単位なので、事業適応計画認定をグループで実施する場合には、DX 認定もグループ単位で認定できるようにすること。

③対象範囲

セキュリティの観点から、クラウドでなくオンプレミスを志向することもあるため、オンプレミスも対象に加えること。

改正による効果

本制度の期限延長ならびに要件等の緩和により、企業の DX 投資が、ますます加速し、我が国企業の国際競争力維持に繋がります。

6. 事前確定届出給与に関する届出の提出期限の延長（1 か月⇒3 か月）

役員報酬損金不算入制度における事前確定届出給与に関する届出は、株主総会等の決議によりその定めをした場合におけるその決議をした日（その決議をした日が職務の執行を開始する日後である場合にはその開始する日）から 1 か月を経過する日となっております。

しかし委員会等設置会社である場合、執行役は指名委員会で選任され、職務執行開始日は 4 月 1 日となるため、4 月末までに提出することになるが、実務的には全く不可能であるため、3 か月を経過する日まで延長することを要望いたします。

改正による効果

企業の実態に即した運用にすることにより、適用企業の拡大が実現します。

以上

経理委員会16社

オムロン株式会社

シャープ株式会社

シンフォニアテクノロジー株式会社

株式会社ダイヘン

株式会社東光高岳

株式会社東芝（副委員長）

東洋電機製造株式会社

日新電機株式会社

パナソニックホールディングス株式会社

株式会社日立製作所

富士電機株式会社

株式会社マキタ

三菱電機株式会社

株式会社村田製作所

株式会社明電舎

株式会社安川電機（委員長）